

## 葉山町スポーツ用具貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、葉山町物品会計規則（平成13年6月22日規則第10号。以下「物品会計規則」という。）第27条及び、第29条並びに財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月3日条例第13号）第4条の規定に基づき、葉山町民が体力・年齢・目的に応じて多様なスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、葉山町教育委員会生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）が所管するスポーツ用具（以下「貸出用具」という。）の貸出方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 貸出対象者は、次のとおりとする。

- (1) 葉山町内に在住・在勤・在学する個人又は活動拠点のある団体
- (2) その他、生涯学習課が特に認める者

### (貸出用具)

第3条 貸出用具は、生涯学習課が所管するスポーツ用具で、別表のとおりとする。

### (申込方法等)

第4条 貸出を希望する者（以下「借用者」という。）は、貸出状況を確認後、物品会計規則第27条に定める物品借用申請書（第9号様式。以下「申請書」という。）を生涯学習課に提出しなければならない。

2 申請書の受付期間は、貸出希望日の2か月前から7日前までとする。

3 第1項の申請に対する貸出の決定は、次条の規定に該当する場合を除き、申請の順により行う。この場合において、申請が同時の場合は、くじ引きによりその順序を決める。

### (使用の拒否)

第5条 生涯学習課は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を拒否することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合。
- (2) 宗教的活動のための利用と認められる場合。
- (3) 政治的活動のための利用と認められる場合。
- (4) 多数の申込により、他団体の利用を妨げると認められる場合。
- (5) 営利を目的とする利用と認められる場合。
- (6) その他生涯学習課が使用を不相当と認める場合。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 借用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(貸出決定の取消し等)

第7条 生涯学習課は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出の決定を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この要綱に違反した場合。
- (2) 使用の目的又は条件に違反した場合。
- (3) 故障により使用することができなくなった場合。
- (4) 災害その他事故により使用することができなくなった場合。
- (5) その他生涯学習課が使用を不相当と認める場合。

2 前項の規定により借用者が使用の決定を取り消され、又は使用を制限されたことにより生じた借用者の損害について、生涯学習課は、その責めを負わない。

(貸出期間)

第8条 貸出をしてから返却するまでは、原則14日以内とする。ただし、生涯学習課が必要と認めた場合はこれを変更することができる。

(使用場所)

第9条 貸出用具を使用する場所は、屋内外を問わず、原則として、葉山町内とする。ただし、生涯学習課が特に認める場合はこの限りではない。

(貸出料金)

第10条 貸出用具の貸出料金は、無料とする。

(借用者の義務)

第11条 借用者は、貸出用具を適正に使用、保管し、返却する際は、貸出時の状態で返却しなければならない。

(損害の賠償)

第12条 貸出用具を損傷し、又は紛失したときは、速やかに生涯学習課に報告し、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、生涯学習課がやむを得ない理由があると認める場合は、その額を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。